

短時間労働者への社会保険適用拡大

Q. 令和4年10月から変更になる、健康保険・厚生年金保険(以下、社会保険)の適用拡大範囲について教えてください。

A. これまでパートなどの短時間労働者を社会保険に加入させる義務を負うのは、被保険者(短時間労働者を除く)が常時501人以上の事業所でした。10月からは、「101人以上」の事業所に拡大されます。

対象の事業所内で被保険者となる短時間労働者は、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、次の①~④の全ての要件に該当する方です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②雇用期間が1年以上見込まれる
- ③月額賃金が8万8千円以上
- ④学生ではないこと

そして、事業所規模に加えて②の雇用期間の見込みが1年以上から「2か月以上見込まれる」に拡大されます。加入要件の適用が拡大されるに当たり、該当する場合は早めに準備をしておくことが大事です。

新規加入対象者の把握

短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。

従業員への説明

これまで配偶者の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた従業員に対し、令和4年10月以降は労働条件によっては社会保険の被保険者となることを説明する必要があります。

令和4年10月以降の資格取得届の準備

労働条件を確認した結果、新たに被保険者となる従業員に対しては資格取得の書類作成と提出が必要になります。

なお、今後さらに、令和6年10月からは被保険者が常時「51人以上」の事業所へ対象の拡大が予定されております。